

			委員長	事務局長
分類	保存期間	文書番号		
1種	永年	36		
産業建設常任委員会記録				
日時	令和元年6月19日(水)	開会 閉会	午前 9時55分 午前 11時30分	会場 第1委員会室
出席者	委員長 海地 雅弘 副委員長 大崎 稔 委員 吉野 寛招 委員 佐々木 學	委員 西村 泰一 委員 西山 慶 委員 高橋 立一 委員 森田 收三		
市側出席者	副市長(横畠 浩治) 建設課長(里見 浩志) 水道課長(宮本 文彦)	農林水産課長(楠瀬 晃) 住宅・建築課長(小野 修一郎) 総務課長(梅原 健一郎)	【事務局】局長 小野 昌司 事務局員 福本 恵美	
欠席者				記録者 福本 恵美
議 題				
(1) 市議案について				
市議案第4号 須崎市森林環境譲与税基金条例の制定について			原案可決	
市議案第7号 専決処分の承認について《分割》			原案承認	
市議案第8号 専決処分の承認について			原案承認	
市議案第9号 令和元年度須崎市一般会計補正予算(第1号)について《分割》			原案可決	
市議案第10号 令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について			原案可決	
市議案第11号 令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について			原案可決	
市議案第14号 専決処分の承認について			原案承認	
(2) 陳情について				
陳情第10号 港の見える広場へ繋がる道路の拡幅について			趣旨採択	
(3) その他				

産業建設委員会記録《令和元年6月19日》

○午前 9時55分 開議

~~~~~

○海地委員長＝皆さん、おはようございます。少し定刻より早いですが、おそろいのようにございますので、ただいまより、産業建設委員会を開議いたします。

議事に入る前に、会議の進行に当たりましては、挙手により委員長の許可を得てから発言を行うよう、お願いいたします。

これより議事に入ります。

今議会、産業建設委員会に付託されました議案の審査を行います。

市議案第4号 須崎市森林環境譲与税基金条例の制定について

○海地委員長＝それでは、市議案第4号、須崎市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝おはようございます。

市議案第4号、須崎市森林環境譲与税基金条例の制定について御説明いたします。議案書の21ページ、22ページでございます。

まず、本基金への積み立ての原資となります森林環境譲与税につきましては、本年4月に施行されました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、森林経営管理法に定めます新たな森林管理システムを推進するため、国の配分基準に基づき譲与されるもので、市町村が行います間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の推進、普及啓発等、森林整備に関する費用に充てる財源として積み立てるため、今回本基金条例を制定するものであります。

条例の内容でございますが、第1条で設置を、第2条では積立てについて、第3条で管理、第4条におきましては運用益金の処理、第5条では処分について定めております。そして第6条は委任規定で、この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定めることとしております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、よろしく願いいたします。

○海地委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

森田さん。

○森田委員＝積み立てをするという基金条例というふうに説明を受けたわけですが、これは具体的にどういった、間伐とか整備とかいうふうな説明はあったんですけど、金額的には幾らになるのかを想定しているのかということをお聞きしたい。

○海地委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝まず、金額につきましては、今年2月に県の林業環境政策課が試算をしております国からの譲与金額につきましては、まず令和元年度が1,023万2,000円となっております。今後、令和3年度までこの金額を譲与されるということを県のほうは試算をしております。

そしてもう一点の森林環境譲与税の御意見につきましては、基本的には5年後の令和6年度から新たな負担が住民の皆さんにかかっていくということで、そこにつきましての御意見と思っておりますので、これについては県の既にやっています森林環境税も含めて、今後県と調整しながら整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○海地委員長＝よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第7号 専決処分の承認について《分割》

○海地委員長＝続きまして、市議案第7号、専決処分の承認についてのうち当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝市議案第7号の専決処分の承認について、農林水産課所管分の説明をします。

別冊補正予算書23ページをお開きください。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費の1億5,218万4,000円の減額補正ですが、主なものとしまして、園芸用ハウス整備事業費1,884万9,000円につきましては、当初予定しておりました棟数から減少したこ

とによる減額で、次に農業次世代人材投資事業費の375万円は、事業費の確定によるものでございます。

次に、産地パワーアップ事業費の1億2,774万3,000円につきましては、ミョウガの養液循環装置の導入において、当初本事業が最終年度ということもあつたため、未設置のミョウガ農家への導入を予定しておりましたが、事業が継続となり、翌年度以降に導入を見送ったことによります更正減でございます。

次に、第4目農地費170万円は、基幹水利施設ストックマネジメント事業費の減額に伴う更正でございます。

次に、第2項林業費、第1目林業総務費650万円と、同じく第2目林業振興費200万円につきましては、それぞれ事業費の確定による更正減であります。

次に、24ページへ移りまして、第3項水産業費、第2目水産業振興費870万円の減額としまして、新規漁業就業者支援事業費の減額は2名の見込みが1名になったことや、その他につきましても事業費の確定によります更正減であります。

次に、27ページへ移りまして、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費2,307万9,000円について、第1目現年発生補助災害復旧費2,117万円と第3目過年発生補助災害復旧費190万9,000円は、事業費の確定によります更正減となっております。

以上、農林水産課分の説明を終わります。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝御説明いたします。

市議案第7号、専決処分の承認につきまして、平成30年度須崎市一般会計補正予算（第8号）のうち、建設課所管分について御説明を申し上げます。

別冊補正予算書の24ページ、歳出をごらんください。

第8款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費でございますが、第15節工事請負費、がけくずれ住家等防災対策事業費399万5,000円の減額補正につきましては、岡本、上分桧生、押岡、吾桑駄荷ヶ峠地区4カ所の工事を行いました事業費確定による更正減となっております。

続きまして、第2項道路橋りょう費、第3目道路新設改良費3,022万5,000円の減額補正でございますが、第13節委託料840万円は社会資本整備総合交付金事業費におきまして、橋りょう長寿命化修繕計画更新委託業務、トンネル点検等を実施したことによる事業費確定によります更正減となっております。

第15節工事請負費につきましては、社会資本整備総合交付金事業費で、新町幸町線、大間本町西町1号線、多ノ郷小学校線などで道路改良工事を行い、道路更新防災等対策事業費では、中ノ島大橋の橋梁補修工事を行ってきましたが、交付決定配分額が申請額より減額となっております、あわせて1,900万円の減額更正となっております。

狭あい道路整備等促進事業費につきましては、所管課の住宅・建築課より御説明がございました。

第19節負担金補助及び交付金282万5,000円の減額につきましては、県道須崎仁ノ線や県道萩中須崎線で、路側擁壁工や落石防止網工を行った県工事負担金の事業費確定によるものであります。

第3項河川海岸費、第1目海岸保全費、県工事負担金、河川海岸津波・高潮危機管理対策事業として、事業が実施されなかったことにより300万円の減額更正となっております。

第5項都市計画費、第1目都市計画総務費101万1,000円の増額更正につきましては、下水道事業特別会計への繰出金となっております。

次に、27ページをお願いします。

第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、第1目現年発生補助災害復旧費1,320万円の減額更正につきましては、事業費確定によるものであります。

第3目過年発生補助災害復旧費460万円の減額更正につきましても、事業費確定によるものです。

次に、6ページに戻っていただきまして、第2表繰越明許費補正をごらんください。

第11款災害復旧費、第2項公共土木施設災害復旧費、現年発生単独災害復旧費につきましては、60万円の繰り越しとしております。路線については、市道上百々川線となっております。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○海地委員長＝住宅・建築課長。

○小野住宅・建築課長＝では、住宅・建築課所管分について御説明申し上げます。

市議案第7号、別冊平成30年度須崎市補正予算書25ページをお願いいたします。

先ほど建設課長のほうから御案内がありました、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第3目道路新設改良費でございます。都市計画区域内の狭隘道路解消を目的とした狭あい道路整備等促進事業実施のため、第15節工事請負費に当初700万円を計上しており、そのうち500万円を須崎小学校のプール改修工事と同時に、市道東糺町3号線、須小プール西側の道路でございますが、整備工事を実施することから、整備工事費として計上しておりましたが、須崎小学校プールの改修工事が延期となったため、当該整備工事も延期となり、減額をするものでございます。

また、市道西古市町1号線整備工事の不用分として70万円を減額し、合計570万円を更正減としたものであります。

引き続きまして、同じく25ページの一番下の欄、第8款土木費、第6項住宅費、第1目住宅管理費でございます。第17節公有財産購入費として、雇用促進住宅購入事業費5,957万円を計上いたしておりましたが、最終的に購入額が4,065万2,280円となったことから、不用額1,891万7,000円を減額更正するものでございます。

次に、同じく26ページに記載の、第22節補償補てん及び賠償金でございますが、当初予算では明け渡し執行予納金といたしまして、裁判所へ支払う費用でございますが、30万円の4件、合計120万円を計上いたしておりましたが、平成30年度においては裁判に至る案件はございませんでしたので、全額を不用分とし、収納管理費更正減120万円といたしまして、第6項住宅費、第1目住宅管理費は、補正前が1億7,665万4,000円に対し、2,011万7,000円減の1億5,653万7,000円となっております。

以上でございます。

○海地委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

森田さん。

○森田委員＝農林水産課長にお聞きしますが、園芸用ハウス整備事業費の更正減で、これは1軒分か2軒分か、その点と、産地パワーアップ事業費の更正減の、翌年度もまだ事業が続くということですが、全体的な水耕栽培、循環型のそういう施設整備は市内全域に対して、今の時点で何%を進捗しているのか、その2点をお聞きします。

○海地委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝まず、園芸用ハウスの事業の棟数でございますが、当初予定しておりました棟数が4棟を予定しておまして、実施できたのが2棟でありまして、2棟減ということになります。

もう一つ、産地パワーアップ事業のミョウガの施設につきましては、パーセントでいきますと約35%ぐらいです。実際の数字としましては、全部で200棟のうち、今70棟が完成していますので、約35%かなと。今後、そのできてない分について整備をしていくという計画になっております。

以上です。

○海地委員長＝森田さん。

○森田委員＝この4件の申請、ハウス整備事業の2棟についての取り下げというか、辞退したというんでしょうか。その理由が明らかであれば示していただきたい点と、まだ70棟という部分で、いろいろなこの循環型にしないと豊富な栄養源を持った水分といいましようか、水が流れることによって、さまざまな水質汚染等も考えられるわけで、早急な実施がJA含め栽培農家、行政が絡んで進めなければいけない課題だというふうに考えているところですが、その今後の見通しについての2点と、

それと漁業の新規漁業就業者支援事業でしょうか、前にも指摘したんですが、使い勝手が非常に悪くなって、利用がなくなったんじゃないのか、なかなか漁業後継者が少ないという点はあるかと思うわけですが、その辺についてをお聞きします。

○海地委員長＝農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝まず、ハウスの2棟減につきましては、詳細な理由はちょっと把握しておりませんのでお示しできませんが、昨年できなかった分は今年度やるということで、時期的なもの関係で繰り越したという形で考えております。

それとあと1点ですね、先ほどちょっと答えました、産地パワーアップ事業でありますミョウガの施設につきまして、35%という数字はあくまでも平成30年度に予定しておりました棟数の中で、実施できた部分が35%ということで、残り65%は残っているということになります。ただ、須崎市全体のミョウガの施設につきましては、既に導入されている農家もありますし、新規のハウスにつきましては導入するということは必須条件になっておりますので、今後の見通しについてはある程度、令和元年度に終わらせていくということを農協さんからは聞いておりますが、どうしても農家さんの資金等もございますので、早い段階でミョウガ全体に導入をするということを確認しております。

それと、今度水産業のほうですが、こちらについてはなかなか就業者数が伸びないということは、須崎市含めて県域全体となっております。県のほうは今年度から新たに就業支援センターという会社化したものを立ち上げております。その須崎市も社員になっておりますので、今後その中で新規就業に関する取り組み事項を含めて推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○海地委員長＝よろしいですか。ほかに。

高橋さん。

○高橋委員＝25ページなんですが、住宅・建築課長に。雇用促進住宅の購入費の事業減、更正減なんですが、これについて中身というか、可能な範囲で御説明いただきたい。

○海地委員長＝暫時の間、休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時18分 再開

○海地委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

住宅・建築課長。

○小野住宅・建築課長＝それでは、購入費の内訳につきまして御説明を申し上げます。

当初予算といたしまして5,957万円で購入予定でした。これは土地、建物込

みでございますが、実購入額といたしまして4,065万2,280円と御説明いたしました。その内訳につきましては、まず土地が2,380万886円、それから建物が1,560万3,143円、双方にかかります消費税といたしまして124万8,251円となっております。総計が先ほど申し上げました4,065万2,280円となっております。

以上でございます。

○海地委員長＝よろしいですか。ほかに。

それでは、ないようですので採決をいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第8号 専決処分の承認について

○海地委員長＝続きまして、市議案第8号、専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○里見建設課長＝市議案第8号、専決処分の承認について御説明申し上げます。

議案書は28ページになります。

平成30年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただきましたので、御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

別冊補正予算書の30ページからでございますが、歳入歳出の総額からそれぞれ1億1,672万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,554万5,000円とするものでございます。

35ページからの歳出について御説明申し上げます。

第1款下水道費、第1項下水道費、第1目下水道総務費につきましては、財源更正によるものでございます。

第2目下水道建設費、1億1,672万3,000円の減額補正につきましては、第13節委託料で須崎ポンプ場第1ポンプ実施設計委託業務のため、800万円の増額になっておりますが、第15節工事請負費では、補助金の交付決定額が申請額

より大幅に減額になったことから、1億2,472万3,000円を減額し、あわせて1億1,672万3,000円の減額更正となっております。

続きまして、34ページ、歳入でございますが、第3款国庫支出金、第1項国庫補助金、第1目下水道費国庫補助金6,013万4,000円の減額は、第1節下水道費補助金の管きよ補助5,926万5,000円の減額等によるものでございます。

第4款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金101万1,000円は、一般会計繰入金の更正増によるものであります。

次に、第6款市債、第1項市債、第1目下水道債5,760万円は、第1節下水道施設債の更正減によるものであります。

戻っていただきまして32ページになりますが、第2表地方債補正でございます。変更といたしまして、過疎対策事業につきまして、限度額を2,880万円減額し、1,950万円以内にし、下水道施設整備事業の限度額につきましても2,880万円を減額しまして、1,960万円以内といたしまして、1億6,130万円以内といたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○海地委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

市議案第9号 令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号）について
《分割》

○海地委員長＝続きまして、市議案第9号、令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号）についてのうち、当委員会付託分を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝市議案第9号、令和元年度須崎市一般会計補正予算書のうち、農林水産課関係につきまして説明いたします。

別冊補正予算書9ページからでございます。

第6款農林水産業費、第2項林業費、第1目林業総務費の1, 174万9, 000円は、森林環境譲与税基金積立金に1, 023万2, 000円、森林環境整備事業費として151万7, 000円をそれぞれ計上するもので、本年4月に施行されました森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、森林経営管理法に定める新たな森林管理システムを推進するための予算でございます。

以上、説明を終わります。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝市議案第9号、令和元年度須崎市一般会計補正予算（第1号）のうち、建設課所管分について御説明を申し上げます。

別冊補正予算書の10ページ、歳出をごらんください。

第8款土木費、第1項土木管理費、第2目地籍調査事業費の2, 471万6, 000円につきまして、内訳といたしまして地籍調査協力員への報償費として150万円、委託料として2, 321万6, 000円を追加補正しております。これは本事業におきまして、例年要望どおりに交付決定金額をいただけていないため、予算編成時に毎年の減額更正を見込んで予算を組んでおりますが、本年度は見込み額を上回る交付配分予定額が示されたため、今議会にその必要額を補正要望するものでございます。

続きまして、第2項道路橋りょう費、第3目道路新設改良費1, 340万3, 000円の増額補正につきまして、社会資本整備総合交付金事業費でございますが、この交付金の交付決定配分額が見込み額を上回ったため、補正要望するものであります。

6ページに戻っていただきまして、歳入で第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金684万1, 000円、第16款県支出金、第2項県補助金、第6目土木費県補助金、地籍調査事業費補助金1, 853万7, 000円をそれぞれ更正しております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○海地委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

森田さん。

○森田委員＝地籍調査なんです、私が聞くところによると、まちの部分では去年は鍛冶町をやっているというようなことを聞いたんですが、山側の部分では上分と吾桑地域だというふうに認識もしているところなんです、須崎市、13%か4%しかまだ調査が行われていないということなんです、この進捗率といいますか、これが非常におくれている原因と、津波襲来が想定されている須崎のまちの中の調査、地籍調査を急ぐべきじゃないかというふうに感じる場所なんです、その山側の部分とまち部分との割合、調査割合といいますか、それを優先的にまちをできないのか、その辺もどうなっているんでしょうか。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝地籍調査ですが、基本的に1年目工程、2年目工程、3年計画になっておりまして、1年目はその区域を決めまして、その中の公図を全部調べて所有者調べを全部して、それから委託して現地立会して、測量までが1年目工程です。続きまして2年目工程は、その一筆測量したものを図面に落とすと。それが委託して2年目工程になります。3年目は、できたものを法務局に持ち込んでそれを修正していただくと、いう工程になっておりまして、森田委員御指摘の町なかですが、街区については昨年度西糺町、東糺町が終わりまして、それがことし2年目工程を発注するようになっております。それで、町なかのことしについては、鍛冶町、原町の全部で0.15平方キロメートルをやるようになっております。それと、今現在進んでおりますのが、下郷地区と吾桑地区の2カ所行っておりまして、御指摘のように街区のほうから一番できていったらいいのですが、国の補助金のつきようとか、町なかは面積が小さくて物すごい筆数が多くて、立会の関係とか、そういうことがあって、去年度から始めてことし2年目になるのですが、面積、補助金もついてきて多くなってきているが、広げていくには人のこともあるし、国からの補助金のつき具合、国がついても市の負担金の出しよう、そこらあたりもあって、ことし1年様子を見て、進捗率について前任の課長が答えてきていますとおり、今の状態でいったら40年から45年かかりますので、それを早くするには体制とお金の問題がありますので、ことし1年かけて方向性を考えていきたいと思っております。

○海地委員長＝よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ないようでございますので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第10号 令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○海地委員長＝続きまして、市議案第10号、令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

建設課長。

○里見建設課長＝市議案第10号、令和元年度須崎市下水道事業特別会計補正予算につきまして御説明申し上げます。

議案書の30ページ、別冊補正予算書の12、13ページでございます。

平成30年3月定例会におきまして、須崎市公共下水道施設等運営事業、須崎市終末処理場及び雨水管きよ等維持管理業務委託にかかる債務負担行為の議決をいただきましてから、順次特定事業の選定、公表、募集要項の公表、現地説明会及び現地見学会を開催いたしまして、参加資格確認書の受付を行った結果、1グループからの参加表明がありまして、募集要項等の内容確認後、事業提案の受付を行いまし、優先交渉者を選定しております。

しかしながら、募集要項の策定、公表等に多大の時間を要したことから、平成30年度内に契約締結までに至らず、債務負担行為の効力がなくなったことから、再度の債務負担行為をお願いするものであります。

元号を改める政令の施行に伴いまして、平成31年度の名称を令和元年度といたしまして、元号による年表示についても「令和」に読みかえるものとしております。

第1条で債務負担行為について定めるものでございます。第1表、債務負担行為で須崎市公共下水道施設等運営事業の限度額を5億1,419万4,000円、期間を議決日から令和21年度までとしております。

また、須崎市終末処理場及び雨水管きよ等維持管理業務委託としまして、限度額を1億6,147万8,000円、期間を議決日から令和6年度までとしております。

なお、須崎市終末処理場につきましては、国から市にB-DASH実証実験施設の所有権が移転された後、運営権設定対象施設とすることとしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○海地委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

森田さん。

○森田委員＝この公共下水道のコンセッション方式ですかね、民間に委ねると。簡単に言えばそういうことらしいんですが、PFIとかいろいろなじみのない言葉が出てきまして、これは何やろうということから学習をしていかなきゃならないということとして、昨年の予算には賛成したいきさつはありますが、いろいろ調査研究していく中で、実際に先進地の静岡県浜松市もどんな実情なのかということもお伺いしてきた中で、いろいろ問題があるんじゃないかという点が浮かんでまいりました。

浜松市と須崎市とは同じ方法じゃないというのも、一定あるとは思いますが、この事業によって効率化が図られると言われているわけですが、本当にこのコスト削減ができるのかということと、今回事業者の応募が1社だけで、この事業自体に受け入れ体制の成熟度というんでしょうかね、こういうものが極めて低いんじゃない

いか。競争性が発揮できていないという点で、20年間の長期契約で、1社独立体制となって、競争原理が働かなくなることで、こういった効果が本当に期待できるのか、その辺はどのようなふうにお考えでしょうか。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝応募のあった1社については、応募があったときに須崎市公共下水道施設等運営事業事業者選定委員会というものを立ち上げまして、委員長に高知大学の藤原拓先生に入ってくださいまして、6人の方でずっと審査をしていただきまして、その結果、妥当じゃないかと、こういう結果をいただいております。

あと20年間の長期契約になることで、本当にメリットがあるのかという質問ですが、それについては、試算をいたしまして、職員の人件費も含めたもので、一定利益が含まれるということで、試算した表を議員協議会のほうでもお示しさせていただき、試算をしております。状況が変わっていくこともあると思いますが、このままでいったらある程度の削減効果が出てくるというふうを考えております。

○海地委員長＝森田さん。

○森田委員＝民間活力の導入、創意工夫して効率化を図るというふうに言われているわけですが、今回の下水道の運営事業、決まったというか定形的な事業であると思うんです。コスト削減には限界があるんじゃないかと。事業者は利益を当然追及するわけです。人件費の削減や非正規労働者の多用ということで、労働条件の悪化へと進むことにはならないかというふうに懸念するわけです。

こういったことで、利益をどこの部分で得ようとしているのか、一般質問でも答弁がありましたけど、もうちょっと思い当たる点がないのか、その点を。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝一般質問で豊島議員さんに御質問いただきまして、相手の5社の企業体の中でどこを利潤としてやっているかは、なかなか推察になりますので、お答えしにくいというふうにお答えをしました。

以上です。

○海地委員長＝森田さん。

○森田委員＝代表企業に株式会社NJS、これと株式会社四国ポンプセンター、これと株式会社四国銀行、これは大体わかるわけですね、何する役割かということは。この日立造船中国工事株式会社と株式会社民間資金等活用事業推進機構という、この2社の事業内容ですかね、このコンセッション方式によって5社につなげている、2社についてどういった事業協力というんでしょうか、連携がなされるのか、その点もお聞きします。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝日立造船中国工事株式会社という会社は、日立造船グループの中の1社でありまして、主にゴミ処理施設の運転管理や管渠プラント機器のメンテナン

スを行う会社であります。

それと、ちょっとわかりにくい、民間資金等活用事業推進機構というのが、平成25年10月に政府と民間出資によって設立された公的負担の軽減と民間投資の喚起を図りつつ、経済成長、豊かな国民生活に資するインフラ整備に協力していくということで設立された株式会社でありまして、株主としては財務大臣と民間会社70社になっておりまして、資本金は100億円というふうに聞いております。

以上です。

○海地委員長＝森田さん。

○森田委員＝なかなか利潤が上がっていかないといった場合に考えられるのは、下水道料金の引き上げを求めてくるんじゃないかということで、一般質問の答弁ではそれはないことを想定しているかというようなことでしたが、今、少子高齢化に伴って人口も減っているわけで、下水道の処理量は節水の努力なんかにもよって減少傾向にずっと推移していくんじゃないかと予想されるわけですが、必然的にそうなる利用料金も減少していくわけで、減少した中でも20年間本当にNJSがやっていくという確証はあるのか、引き上げに対してのお考えというか、求められた場合にはどういうふうに対応していくのか、その点お願いします。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝一般質問でお答えしましたが、この事業体自体が料金収入を算定するときに、今後20年間の人口見通しを立てまして、それで人口が減っていきます。それに対して収益も減っていきますというような見通しを立てて、その収入になる分を検討していますので、お答えしたようにそのまま料金改定はないと考えておりますが、もし出てきた場合は5年に1回程度協議することができるとなっておりますし、そのときに最終決定権も市になっておりますが、当然議会の議決をいただくと上げられないことになっておりますので、今の考えとしては料金改定20年間なしで、大幅な調整があるかはわかりませんが、今の状況でいけば料金改定なしでいけると考えております。

○海地委員長＝森田さん。

○森田委員＝なしという希望的観測というふうに受けとるわけで、それを担保することはできないか。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝その事業体を募集するときに、5年間に1回程度提案できるということで募集しておりますので、その募集要項を変えることは、それで応募がきていますので、今の時点ではできませんが、今から最終的に決めていく契約の中で、約款で縛っていきますので、その中で、上げることができないまでは、なかなか縛れんことになっていきますので、協議の中でできたら上げないようにというふうな話をしていきたいと考えています。

- 海地委員長＝森田さん。
- 森田委員＝値上げを議会に諮って、仮に否決された場合は、どういうふうになると考えますか。
- 海地委員長＝建設課長。
- 里見建設課長＝そのまま20年間料金改定なしでいくようになると思います。
- 海地委員長＝森田さん。
- 森田委員＝それと、議員協議会でしたか、のときに渡された市直営及びコンセッション事業のこの料金表ですかね、これは。これについての説明というか、何かね、わからんまま資料も直前に渡された関係もあるんで、理解がちょっとできない部分があるもので、その辺でどうなってどうなっていくのか、という分を示せますか。
- 海地委員長＝暫時の間、休憩します。

午後 10時48分 休憩

午後 10時50分 再開

- 海地委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。
建設課長。
- 里見建設課長＝詳しく説明すると長くなりますので、ちょっと簡単に説明させていただきます。
- この表を見ていただいたら基本的には左側のオレンジの分については、市が直営で今までどおりやっていったら、これぐらいお金がかかりますっていうのが計の(A)－(B)の⑥というのが、直営でいった場合の20年間の総計になります。
- その右側の表を見ていただきまして、コンセッション事業＋包括的委託ケースというのがありますが、その緑の分の右端ですが、計の(A)－(B)の⑥、これがコンセッション事業＋包括的委託でやったときの20年間の総事業費になります。
- その右側、水色の分については、全体的な市が直営で20年間やった場合とコンセッションの包括でやった場合の差額になります。その差額のトータルが2億2,000万円ぐらい出てくるんじゃないかというものがこれです。それを率で言いますとVMF率って言いますが、7.6%になるという、一番下ですね、それになっております。
- それと、その右端にあるクリーンセンター職員人件費を含むって書いているところが、今勤務されている職員の方が定年までずっと働かれて、なおかつ再任用が終了する期間まで働かれた場合の職員給料費が、約1億1,700万円となります。この数字に、⑥－⑥からクリーンセンターの人件費を差し引いたものが、再計⑦って書いてありますが、これが差額になりまして、トータルで1億500万円ぐら

い、これが人件費を除いた差額分になりまして、3.6%経費を削減できるということを試算しております。

それと、森田委員が質問されました③の包括委託部分の業務内容につきまして、終末処理場のB-DASH指標でやったものは、今県の施設なので、それが市に移管されてくる5年間の間は包括的委託になりますので、その維持管理、運転にかかる費用が含まれております。主なものとしては、終末処理場の処理にかかる一連の水質管理とか運転、それと年間200万円までの修繕費が含まれております。

あと、その運営権部分の事業費、④というの、終末処理場のストックマネジメントの計画とか、雨水ポンプ場の計画、あと污水管渠、雨水管渠などの関連業務の策定業務が含まれております。大まかにはそういうことです。

以上です。

○海地委員長＝よろしいですか。

森田さん。

○森田委員＝それと、右端の水色の部分の収支⑥－⑥'ですかね、これの5段目ですか、4段目ですか、マイナスがあるわけです。これはどういった根拠のもとにこの数字が出てくるのか。

○海地委員長＝暫時の間、休憩します。

午後 10時55分 休憩

午後 10時55分 再開

○海地委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設課長。

○里見建設課長＝これは運営権部分の事業費、④のところを見ていただいて、この年の運営権部分で、計画の策定の費用にかかる分が200万円ちょっとと少ないことからマイナスになっていると考えられます。年によってばらつきがありますので、そのせいと考えます。

以上です。

○海地委員長＝森田さん。

○森田委員＝それと、モニタリングを実施するということですが、どういう方式で、どういった内容をするのか、その点。

○海地委員長＝建設課長。

○里見建設課長＝須崎市公共下水道施設等運営事業ということで、モニタリングの企業計画案の策定を今しておりますが、その案に基づいてやっていくように、細部は今から契約書と約款で、詳細については定めていきますが、基本的には業務を確実に遂行するために、また須崎市公共下水道施設等運営事業要求水準書というものが

できてきますが、それを基準に安定的に行っていくために、事業者との間に実施契約書を策定しまして、この実施契約書に基づいてモニタリングをやっていくようになります。

モニタリングの内容といたしましては、体制、方法、時期、内容について運営権者と実施契約締結後に詳細については策定する予定をしておりますので、詳細については契約後にということになりますが、案はホームページのほうで公開はしております。

以上です。

○海地委員長＝森田さん。

○森田委員＝わかりました。

それと、3カ月ぐらい前でしょうか、実際に現地へ行って、新しくできた施設も見学して、説明も受けたわけですけど、川へ流すときの水の色、色と水質とは、色がきれいやし水質がえいというものでは当然ないわけで、その水質に関して、本当に安心できるのか、いつまでもね、その基準というのは非常に厳しいものじゃないわけで、何らかの要因で水質の基準に満たさないものが海へ流れるということがあっては当然いかんわけで、その分に関しての水質という部分で、絶対に安全じゃないことは言い切れんことと思うわけですが、その点はどうなんですか。

○海地委員長＝暫時の間、休憩します。

午後 11時00分 休憩

午後 11時11分 再開

○海地委員長＝休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設課長。

○里見建設課長＝水質についての御質問ですが、下水道処理施設の水質につきましては、法令で定められておりまして、年2回必ずやるようになっておりまして、日々毎日同じような項目を検査をしております、定めた水質を超えたものが出るということは絶対にあり得ないと考えております。

以上です。

○海地委員長＝森田さん。

○森田委員＝るる申し上げてまいりましたが、決して市民サービスの向上にはつながらないという点で、この議案には反対いたします。

○海地委員長＝ほかに。それぞれよろしいですか。

それでは、御異議がございませんので、挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海地委員長＝挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第11号 令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算
(第1号) について

○海地委員長＝続きまして、市議案第11号、令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

農林水産課長。

○楠瀬農林水産課長＝市議案第11号、令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

別冊補正予算書の14ページからでございます。

今回の補正は、元号を改める政令の施行に伴い、名称を「令和元年度須崎市漁業集落排水事業特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読みかえるものでございます。

第1条で、債務負担行為について定めるものでございます。

続いて、15ページの第1表をごらんください。

漁業集落排水処理施設浄化槽維持管理包括的業務委託について、期間を議決日から令和6年度までとし、限度額を2,118万9,000円として債務負担行為を行うものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○海地委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝よろしいですか。

ないようですので、採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝森田さん。

○森田委員＝前段の第10号でも申し上げてまいりましたが、これ1社が参入するという点で、同じくこの議案にも反対いたします。

○海地委員長＝ほかにいいですか。

御異議がありますので、挙手により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海地委員長＝挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

市議案第14号 専決処分の承認について

○海地委員長＝続きまして、市議案第14号、専決処分の承認についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

住宅・建築課長。

○小野住宅・建築課長＝それでは、議案書その2の1ページをお開きください。

市議案第14号、令和元年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分の承認につきまして、御説明を申し上げます。

本議案は、平成30年度におきまして住宅新築資金等貸付金の収納に努めてまいりましたが、現下の厳しい経済状況の中、地域の主要産業である漁業の不振や魚価の低迷、高齢化等により平成30年度の決算におきまして元利償還金の未納が生じ、2億5,297万7,000円の歳入不足となりました。

そのため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、歳入不足分を翌年度から繰上充用するため、令和元年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

それでは、別冊の補正予算書により御説明いたします。

別冊補正予算書の1ページでございます。

まず、元号を定める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」の名称を、「令和元年度須崎市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読みかえるものとするものでございます。

次に、今回の補正は歳入歳出それぞれ2億5,297万7,000円増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億7,824万1,000円とするものであります。

続きまして、2ページでございます。

まず、歳出でございますが、第3款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金として2億5,297万7,000円を増額し、同様に歳入第2款諸収入、第1項貸付金元利収入として2億5,297万7,000円を増額するものであります。

繰上充用につきましては、平成22年度決算以降続いております。この繰上充用額は平成29年度決算時よりピークとなっており、収納状況にもよりますが、公債費の償還が令和4年度で終了することとあわせて、緩やかに減少する予定でございます。

以上、よろしくお願いたします。

○海地委員長＝説明は終わりました。これより質疑に入ります。

森田さん。

○森田委員＝この貸付金を徴収するのに、こういった努力がなされているのかという点と、これを貸付金の返還を時効にしたというような例はないのか、その点をお聞きします。

○海地委員長＝住宅・建築課長。

○小野住宅・建築課長＝債権の回収につきましては、日ごろより文書送達、電話催告などにあわせて、訪問等による指導を基本としております。

しかしながら、多くの方が分割納付を履行されているものの、誠意の見られない方につきましては、滞納状況、償還能力、交渉過程を勘案しながら、法的措置もとっております。

平成30年度は競売に向けて2件の申し立てを行いまして、現在進行中となっております。令和元年度につきましても、弁護士に相談しながら要件の整った案件から法的手続を進め、引き続き回収に努めてまいりたいと考えてございます。

あわせて、先ほど御質問のありました欠損処理につきまして、不納欠損でしたか、それにつきましては現在のところそのような対応をしている事例はございません。

以上です。

○海地委員長＝よろしいですか。ほかに。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝ほかにないようですので、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり承認すべきものと決しました。

陳情第10号 港の見える広場へ繋がる道路の拡幅について

○海地委員長＝続きまして、今回受理いたしました陳情の審査に入ります。

陳情第10号、港の見える広場へ繋がる道路の拡幅についての陳情を議題といたし

ます。

既に陳情文書表をお配りしていますので、朗読は省略させていただきます。

それでは、委員の皆さんから御意見を伺いたいと思います。

西村さん。

○西村委員＝これは昨年6月、9月、2回か9月議会1回かちょっと忘れましたが、防災という観点で、避難道に接続するというようなことで、総務委員会で協議された事例が、経過がございます。その当時、地震・防災課長からは、緊防債の関係の予算もとれないというようなことで、これは防災観点ではなかなか整備を今後もすることができない、するならば建設予算の南北道路同様な形で、建設課サイドのほうでちょっと検討をされてはというようなこともお伺いいたしました。

そういうようなこともあり、この陳情者はそれで今回また、改選もございましたので、改選時自然消滅をしますので、新たに道路拡幅というような観点で出されてきた経過があるかと思えます。

まず、この道ですけど、これは道路拡幅で出ていますけど、原町の自主防の会長さんもおられますので、よくわかりだと思えますが、避難道が城山から出てきて、県道から部分的な40メートルぐらいのスパンが整備をされていないというようなことがございまして、そこを何とか道路を拡幅してくれないかというような陳情でございまして、それは道路、幅員を広げるといって、産業建設委員会に出てきましたが、防災の観点が非常にウエートが高いと私は思うわけでございます。

そして、昨日も新潟県で震度6強の地震が起りましたが、地震はいつ起こるかどうかわかりません。そして、この地域に関しましても、須崎駅というのがございまして、須崎駅にお昼、例えば地震が起こったら、そのまま城山に逃げるにしても、この大きな道というのは今ないというようなことで、大きな被害が想定されるわけでございます。

ゆえに、今後趣旨採択といたしまして、どのような事業でやるか、この3月議会でしたか、3月議会の灰方の排水路もそうですけど、今後、大まかなことは建設課サイドで検討していただきたい。原町の方にとっては、最重要課題に何とかつなげていただきたい思いがありますので、その市民の思いに対しては趣旨採択というようなことで、意見を述べさせていただきます。

○海地委員長＝ほかに。

森田さん。

○森田委員＝前回、総務委員会で現地を見たところなんですが、立ち退きをしないと多分拡幅はできないということで、相当な費用負担が要るんじゃないかという点と、含意はわからないわけではないのですが、いろんなどころからこういう陳情が今後出てくるんじゃないかというふうにも思うわけで、新しい委員の皆さんがいるわけで、もう一度新たに現地を視察してはどうかというふうにも思うわけです。

私は皆さんにもう一度、新しい方も含め見ていただいて、それで判断していただきたいというふうに考え、継続というふうに考えております。

○海地委員長＝継続した上で、次の議会の委員会で、現地を視察した後、審議するという事なんですかね。

ほかに。ございませんか。

大崎さん。

○大崎副委員長＝お二人の方から御意見がありまして、私も必要性は当然認めるものでございますが、前回総務委員会で協議された経過の中で、いわゆるこれは建設課所管の分で対応するしかないねという、その当時の執行部からのお答えやったと思います。

そういう中で、立地適正化計画がこの後、都市計画審議会ですかね、を経て一定須崎市の方向づけがされると。そういう中に何とか当てはめられたら有利な事業として取り入れることもできるんじゃないかという、以前の意見もあったと思うところです。そういう中で、今回は継続審査として現地をもう一度この当委員会で見るということと、それからその都市計画審議会における立地適正化計画の報告、決定を受けて新たに判断すべき点もあろうかとは思いますが、今回は一旦継続審査ということで考えたらどうかと思います。

○海地委員長＝まず継続審査でということですね。現地見てからという、森田さんと同じということよろしいですかね。

ほかに。よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝それでは、まず継続と趣旨採択というふうな意見がございますので、まず継続するかどうかの採決をしたいと思います。

それでは、陳情第10号につきまして、採決をいたします。

継続という御意見がございますので、まず継続するか否かについて、挙手により採決をいたします。

本陳情を継続とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海地委員長＝挙手少数でございます。

続きまして、趣旨採択という意見がございましたので、趣旨採択に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○海地委員長＝挙手多数でございます。

それでは、本陳情は趣旨採択とすべきものと決しました。

それでは、当委員会で審議すべき議案は終了いたしましたので、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○海地委員長＝なければ、以上で産業建設委員会を散会いたします。

ありがとうございました。

~~~~~

○午前11時30分 散会